

# 社会福祉法人 和悦会 役員等報酬、旅費、費用弁償、退職功労金規程

(目的)

第1条 この規程は、法人の役員等(理事、監事、顧問)の報酬、費用弁償及び旅費の支給に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、報酬を支給することができる。

(報酬の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

(1) 常勤役員等(常勤理事、常勤監事及び職員兼務役員)については、業務に応じて別表第1に定める額

(2) 非常勤役員等については、業務に応じて別表第2に定める額

(報酬支給日)

第4条 役員等に対する報酬の支給日は、次の各号による報酬の区分に応じて定める日とする。

(1) 月額報酬については、毎月25日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支給する。

(2) 日額報酬については、原則として理事会、評議員会開催日および業務に出席した日に支給する。

(費用弁償)

第5条 理事会、評議員会その他法人の業務に出席する役員等に対して費用弁償を支給することができる。

(費用弁償支給日)

第6条 費用弁償は、原則として理事会、評議員会開催日および業務に出席した日に支給する。

(旅費)

第7条 役員等が法人の業務のため出張した場合は、職員の旅費規程を準用して旅費を支給することができる。

(退職功労金)

第8条 当法人の事業にたいし功績顕著な活動を行った役員(顧問を除く)が退任する場合、評議員会の承認を得て、退職功労金を支給することができる。退職功労金の金額は、在任年数と基本支給額をもとに算定しこれを基準に決定する。なお、在任年数算定は1年未満の期間は切り上げて算定し、20年を上限とする。ただし、業務上の事由により退任された場合は、括弧内の係数を乗じて算定することができる。

基準支給額

在任期間	5年以下	20万円×在任年数	(×1～1.6)
	6年以上10年以下	40万円×在任年数	(×1～1.6)
	11年以上15年以下	60万円×在任年数	(×1～1.2)
	16年以上	80万円×在任年数	(×1～1.1)

(適用)

第9条 この規程は、平成29年6月24日から適用する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

以上

別表第1（常勤役員等の報酬）

常勤理事、常勤監事の報酬については、別に月額を定め、評議員会の承認を受けて支給することとする。

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤役員に対しては、職員給与に加えて役員兼任手当として次のとおり支給する。

	月額
理事長	20,000円
常務理事(業務執行理事)	20,000円
理事	20,000円

別表第2（非常勤役員等の報酬）

(1) 理事

	日額（源泉後）
理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	10,000円

報酬の上限は月額100,000円(源泉後)とする。但し法人が、出席を要請する場合はこの限りでない。

(2) 監事

	日額（源泉後）
監事監査等への出席	50,000円
理事会評議員会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	10,000円

報酬の上限は月額150,000円(源泉後)とする。但し法人が、出席を要請する場合はこの限りでない。

(3) 顧問

	月額
法人及び施設業務のための相談、出席	50,000円

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

平成24年8月25日 一部改正

平成27年4月1日 一部改正

平成29年6月24日 一部改正

平成30年3月31日 一部改正